

公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター
臨床試験審査委員会における会議資料取り扱い手順書 改正新旧対照表（2020年7月1日）

	旧	新
制定日	制定 2018年7月19日	制定 2018年7月19日 最新改正 2020年7月1日
第5条第1項 第4号	IRBの外部委員を除いた DocuWorks 用タブレット PC の使用者は、原則として DocuWorks 用タブレット PC を院外に持ち出してはならない。	IRBの外部委員を除いた DocuWorks 用タブレット PC の使用者は、原則として DocuWorks 用タブレット PC を院外に持ち出してはならない。ただし、 <u>附属病院 IRB 要綱第6条第20項又はセンター病院 IRB 要綱第6条第20項に従って、テレビ会議システム等により IRB 審査に参加する場合を除く。</u>
第9条第4項	全ての IRB 委員及び関係者は、IRB が開催される会議室を退室する際に、DocuWorks 用タブレット PC を席上に置いて退室する。	全ての IRB 委員及び関係者は、IRB が開催される会議室を退室する際に、DocuWorks 用タブレット PC を席上に置いて退室する。ただし、 <u>附属病院 IRB 要綱第6条第20項又はセンター病院 IRB 要綱第6条第20項に従って、テレビ会議システム等により IRB 審査に参加した場合は、会議の終了後速やかに返却用ケースへ DocuWorks 用タブレット PC を収納し、IRB 事務局員の指示に従って返却する。</u> なお、紙媒体の <u>IRB 資料</u> が配布されていた場合は、 <u>DocuWorks 用タブレット PC</u> と同様に IRB 事務局員の指示に従って全て返却しなければならない。
附則	(一)	附則 1 本手順書は、2020年7月1日から施行する。 2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会における会議資料取り扱い手順書（2018年7月19日制定）は廃止する。

以上